

2020年4月28日

国立大学図書館協会会長館  
公立大学協会図書館協議会長館 殿  
私立大学図書館協会会長館

国公立大学図書館協力委員会委員長  
筑波大学附属図書館長  
阿部 豊（公印省略）

平素より、国公立大学図書館協力委員会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当委員会が組織する大学図書館著作権検討委員会により著作権法第35条の改正にかかる通知を発出いたしました。

つきましては、貴加盟館等へご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・著作権法第35条の改正について（通知）

以上

2020年4月28日

国立大学図書館協会会長館  
公立大学協会図書館協議会会長館 殿  
私立大学図書館協会会長館

国公立大学図書館協力委員会  
大学図書館著作権検討委員会

### 著作権法第35条の改正について（通知）

著作権法第35条の改正を含む「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」は、平成30年5月25日に公布され、大半が平成31年1月1日に施行されていますが、第35条の改正規定については「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」の施行とされており、未施行となっていたところ、本年4月28日に施行される「授業目的公衆送信補償金制度」が実施されることになりました（\*1）。

具体的な改正内容については文化庁著作権課作成の「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」（\*2）のほか、各種解説資料をご参照ください。令和2年度は緊急的かつ特例的な運用であるため、補償金は徴収されません（\*3）。

国公立大学図書館協力委員会の専門委員会である大学図書館著作権検討委員会は、長年にわたり、著作権等管理事業者等と各種協議を行い、その協議内容が反映された「大学図書館における著作権問題 Q&A」を作成してきました。そして、この Q&A などを通じ、大学図書館内での第35条に基づく複製に対して慎重な態度をとってきたところですが、大学図書館にとって教育支援は重要な役割であり、上に示した「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」の趣旨に沿って、その役割を果たす必要があるとの認識に至っております。

第35条の改正後における教育現場での著作物の利用に関しては「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（\*4）で議論され、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用のために「改正著作権法第35条運用指針」（\*5）が公表されているところです。各大学図書館においても、条文に示されている「著作権者の権利を不当に害すること」がないように留意し、またこれらの議論について十分理解した上で教育支援を行なっていただきたく、関係各団体におかれましては、それぞれの加盟館へ周知くださるようお願いいたします。

(\*1) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

(\*2) [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_14.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf)

(\*3) <https://sartras.or.jp/archives/20200406/>

(\*4) <https://forum.sartras.or.jp/>

(\*5) <https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoushishin2020.pdf>

本件お問い合わせ先：

国公立大学図書館協力委員会  
大学図書館著作権検討委員会

email: [kokkoshi-cpright@cp.julib.jp](mailto:kokkoshi-cpright@cp.julib.jp)

※回答に時間を要する場合があります。ご了承ください。